## 諸外国との地方自治制度の比較

区 分	アメリカ	イギリス	フランス	韓国
国家体制	連邦制	連合王国	単一国家	単一国家
	50州と州に属さない地域(ワシントンD.C.など)で構成	イングランド、ウェールズ、スコットランド、 北アイルランド	(州は、連邦制の州とは異なり、単に自治体)	
地方自治制度 の概要	州により異なる	各国により異なる (以下、イングランドの場合)	地方自治法典により規定	地方自治法その他の法律、大統領令により規定
階層構造   首都	三層制が基本 ワシントンD.C.	二層制が基本 ロンドン市(GLA)	三層制が基本	二層制 ソウル特別市
日刊	·	, ,		
★ + 白 ※ 6 #	<ul><li>一 連邦直轄の特別市</li><li>層 (州の区域外)</li><li>制</li></ul>	二層制   GLA-32法人区・1シテ   イ	二層制 州に包括の <b>特別市</b> 20行政区あり	二層制 <b>特別市</b> —25法人区
地方自治の構 造、自治体の 数・規模	連邦政府	中央政府	中央政府	中央政府
<b>欽•規</b> 模	郡 (3,042) (19,200) 特別市 (3,042) (16,691) (29,532) (3,04		州(18)  県(101)  メトロポール・ ド・リヨン (1)  コミューン(市町村) (35,054)  (1)  (1)  (1)	特別市
自主立法権	○ (州) 州は立法権を有する 州内自治体の立法権は、各州 憲法で規定	× (限定的な条例制定権あり) 原則として、法律の個別の授権 により事務を処理	△ 法律の定める条件により、条例を制定	法令の範囲内で条例を制定
地方財政				
自主財政権 の憲法上の 位置づけ	× (州に付与と解されている)	(成文憲法なし)	(権限と財源の一体性を明示)	0
課税権	【州】 あり 州法で規定(連邦憲法の範 囲内) 【地方政府】 州から移譲(州法の範囲内) ※ 州に課税権があるため、 州により税目等が異なる	法律で規定 ※ ロンドン市、県及びパリッシュ以外の地方自治体がカウンシル・タックスの徴収を行う ※ 地方歳入に占める税収の割合は約12%と極端に低く、国民所得バースでの地方税負担率は2% (この記述に関する典拠データ・計算方法不明のため、更新展難	法律で規定	法律の範囲内で課税できる
		※ 税目は、カウンシル・タックス(住居固定資産税)のみ		
徴収機関 財政調整	州又は地方政府	自治体	国	国税は国、地方税は基礎自治体
一般 交付金	×	0	(多数あり)	
一特定 補助金	0	0	0	0
水平調整	×	×	×	×
その他	※ 1人当たりの州税収格差 は大。各州の自助努力で対 処	<ul><li>※ 交付金は都市部へ重点配分</li><li>※ 事業用い仆(人口案分型) + 歳入援助交付金(収支差額補填方式)</li><li>※ 標準支出総額の増加は、交付金総額の増額と地方税増税で負担</li></ul>		※ 日本と比較すると、地方財政のウェイトが低い (国67:地方33) ※ インセンティブ制あり

区 分	ニューヨーク(アメリカ)	マンチェスター(イギリス)	パリ(フランス)	リヨン(フランス)	ソウル (韓 国)	釜山(韓国)	仁川(韓国)
人口	854万人('16)	55万人('19) (圏域 283万人)	219万人('17)	52万人('16) (圏域 232万人)	970万人('18)	345万人('15)	289万人('15)
面積	785 km²	116 km² (圏域 1,276km²)	105 km²	49 km² (圏域 500 km²)	605 km²	766 km²	1,051 km²
基本的性格	基礎自治体と広域自治体の位置 づけを併せ持つ	基礎自治体と広域自治体の位置 づけを併せ持つ	基礎自治体と広域自治体の位置 づけを併せ持つ	基礎自治体	広域自治体	広域自治体	広域自治体
域内自治の 仕組み	強首長一議会制	委員会制	評議会制	評議会制	首長一議会制	首長一議会制	首長一議会制
議決機	公選議会議長も公選	公選議会	公選「議会	公選「議会	公選議会	公選議会	公選議会
執行機 関		公選議会 議長は、市長を兼務	議員互選の議長兼市長 議員互選で助役選出 市長は、県知事を兼務	公選市長と評議会選任の委員・ 助役で構成する理事会	公選市長 行政副市長は政務職の国家公務 員 大統領が副市長を任命	公選市長 行政副市長は一般職の国家公 務員大統領が副市長を任命	公選市長 行政副市長は一般職の国家 公務員 大統領が副市長を任命
司法機							
区	5行政区	_	17行政区	9行政区	25法人区(522洞)	15法人区·1郡 (223邑·面·洞)	8法人区·2郡 (143邑·面·洞)
	議会はない 公選区長が執行機関		公選議会あり 区議会議員の当選上位1/3が市 評議会議員を兼務 区長は、市評議会議員から区議 会にて互選	公選議会あり 区議会議員の当選上位1/3が 市評議会議員を兼務 区長は、市評議会議員から区 議会にて互選	公選議会あり 公選区長が執行機関 洞の長は、法人区長が任命	公選議会あり 公選区長、郡長が執行機関 邑・面・洞の長は、法人区長が任命	公選議会あり 公選区長、郡長が執行機関 邑・面・洞の長は、法人区長が 任命
構成員数 任命方法 財政措置 など	59地区にコミュニティ委員会を設置。 委員は50人以内で区長が任命 会費、寄付金、政府・地方団体等 からの補助金で運営	<b>※</b> ハリッシュナよし	121の近隣住区評議会が存在 区ごとに20~30人が議員、住 民、非営利社団から選任。 選任方法は区ごとに異なる。	34の近隣住区評議会を存在	住民自治委員会 委員は15名以上25名以内で洞長 が委嘱 委員は無給の名誉職	住民自治委員会 委員は15名以上25名以内で洞 (邑面)長が委嘱 委員は無給の名誉職	住民自治委員会 委員は15名以上25名以内で洞 (邑面)長が委嘱 委員は無給の名誉職
事務権限等	【ニューヨーケ市】 一般市の事務に加えて、郡、学校 区の事務を執行。 【区】 区長は、市の公共事業について の勧告、公聴会の開催、市が締結 した契約遂行状況の評価等を行 う。 【地域自治組織】 コミュニティ委員会は、広聴会の開 催、市部局への勧告、情報伝達等 の役割を担う。	一般市と同等で、教育サービス、住宅供給、ごみ収集等の事務を担う	「ハリ市】 警察権を除く一般市・県の事務 【区】 託児所、児童公園等施設の設置・運営、区関係事項の市への質問・要望・意見表明等の事務 【地域自治組織】 地区にかかる事業計画の計画・実行・評価に関して意見を陳述	【リョン市】 一般市と同等の事務 【区】 公共施設の予算執行、市長から委任された事務、戸籍等の国 の事務	【ソウル市】 広域的事務、統一的事務、連絡 調整事務、補完的事務 【区】 ソウル市が処理する以外の事務 【洞】 出張所・窓口業務 最近は、文化スポーツ施設も併設 し、「住民自治センター」と位置づけ	調整事務、補完的事務 【区・郡】 釜山市が処理する以外の事務 【邑・面・洞】 出張所・窓口業務	【仁川市】 広域的事務、統一的事務、連絡 調整事務、補完的事務 【区・郡】 仁川市が処理する以外の事務 【邑・面・洞】 出張所・窓口業務 最近は、文化スポーツ施設も併設し、「住民自治センター」と位置づけ
広域行政の 処理	0	$\triangle$	Δ	×	0	0	0
	ニューヨーク市	マンチェスター都市圏(10市町村) 事務別の合同機関を設置。各市町村が大都市圏全体の事務を担う。	イル・ド・フランス州、ハリ市	ローヌ・アルプ州、ローヌ県	ソウル市	釜山市	仁川市
主な財源	・地方税(州ごとに異なる。) ・特定補助金	・地方税 (カウンシル税 (住居固定資産税) のみ) ・一般交付金 ・補助金	<ul><li>・地方税</li><li>・一般交付金</li><li>(一部地域では欧州基金からの補助金)</li></ul>	<ul><li>・地方税</li><li>・一般交付金</li><li>(一部地域では欧州基金からの補助金)</li></ul>	・地方税 ・地方債 ・地方交付税	•地方税 •地方債 •地方交付税	<ul><li>地方税</li><li>地方債</li><li>地方交付税</li></ul>
税財政制度 の特例	なし	Tal	\$L	131 Tal	基礎自治体の一部の税目が特別 市・広域市の税	基礎自治体の一部の税目が特別市・広域市の税	礎自治体の一部の税目が特別 市・広域市の税
警察 司法警察 交通警察	© 0 0		<u> </u>	<u> </u>	X X X	X X X	X X X

区分	ドイツ	カナダ	イタリア		
国党社组	連邦制	連邦制	単一国家		
国家体制	16の州で構成	10の州と3の準州で構成	20の州で構成		
地方自治制 度の概要	州により異なる	州により異なる	憲法・地方自治法典により規定		
地方自治制   度の概要   階層構造   首都	三層制が基本 ベルリン市	一層制・二層制・三層制 オタワ市	<u>三</u> 쀔		
	 	一層制 広域自治体と基礎自治体が合併した団体	三層制 州、県に包括の一 <b>般市</b>		
	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・				
地方自治の 構造、自治 体の数・規 模	中央政府    M(13)	中央政府       州(10)     準州(3)       広域自治体     広域自治体       基礎自治体     基礎自治体	中央政府 州(20) 県(93)、大都市(14) 市町村 (7, 978)		
自主立法権	○ (州)   州は立法権を有する	○ (州) 	△ (州)		
	別はよれ対性を有する	別は五石産を行りる	・法律の基本的原則の限界内 ・国益・他州の利益に反しない限り憲法・法律の指定事項について、州は 立法権を有する		
地方財政	()	X			
自主財政 権の憲法 上の位置		(州に付与と解されている)			
づけ課税権	(JHI)	州は憲法上課税自主権あり	地方自治法典で規定		
DNIME	連邦、州の競合的立法 【郡】なし 【市町村】 税目により連邦法、州法で規定、法定外税あり ※共同税(所得税、法人税及び売上税)は、連邦、州及び市町村に配分		条例を根拠に課税		
<b>愛収機関</b>	共同税・州税は、州 市町村税は、州又は市町村	   州又は地方政府	それぞれの税につき、国、州、県及び市町村		
財政調整					
	(連邦一州)		(住民当たりの財政規模が減少する地域に交付)		
が 一交金 特補金 水調 その	0	0	0		
水平	0	<u> </u>	×		
その他	※ 州-市町村は、州ごとに相違 ※ ①売上税の配分、②州間での水平調整、③連邦交付金の三段階 で調整。これらの段階を経て、州歳入がほぼ全州均等化	<b>1</b>			

区 分	ハンブルク(ドイツ)	トロント(カナダ)		
人口	189万人('19)	297万人('19)		
面積	755 km²	630 km²		
基本的性格	都市州(州、郡・市の機能を併せ持つ)	基礎自治体と広域自治体が合併 した団体		
域内自治の 仕組み	理事会制	首長一議会制		
議決機関	公選「議会	公選議会		
執 行 機 関	評議会選出の理事会(市長、副市長及 び他の議員) 市長は、州首相を兼務	公選市長		
司法機関	0			
区	7行政区	_		
	公選議会あり 区議会選出の区理事会(区長と4人の 区理事)が執行機関			
地域自治組織	地域委員会	コミュニティ・カウンシル 各区内選出市議会議員がメンバ		
構成員数 任命方法 財政措置 など		一を兼ね、それぞれ市議会の一委員会の位置付け		
事務権限等	【バブル市】 全市的事務、統一的事務 【区】 市が行う事務以外のすべての事務。 ただし、法人格や条例制定権、課税・ 起債権を持たない。	独立した法制によって地方自治 体が持ちうる具体的な権限につ いて成文化。		
広域行政の 処理	0	0		
広域団体	パグル市	トロント市		
主な財源	・連邦共同税 ・州税(財産税、相続・贈与税、不動産 取得税、自動車税、競馬・宝くじ税、消 防税、ビール税、州雑税)	•財産関係税		
税財政制度 の特例	なし	なし		
警察	<u></u>	0		
司法警察	0	<u> </u>		
	<u> </u>	<u> </u>		